

京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議設置要領

(目的)

第1条 京都府では、脱炭素化を加速化する水素社会の実現を見据えつつ、水素エネルギーを活用した地域課題の解決や産業振興を目指すこととし、府内での社会実装の可能性の高い分野において企業を重点的に支援するため、产学研公のステークホルダーによる京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員の役割等)

第2条 委員は、水素社会の実現に向けた施策の推進その他水素社会の形成のために必要な事項について意見を述べるものとする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(会議の開催)

第3条 会議は、京都府総合政策環境部長（以下「部長」という。）が招集する。

(参考人)

第4条 部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その者の意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 部長は、必要に応じ、会議にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置に関する事項は、部長が別に定める。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開する。ただし、公開することが適当でないと部長が判断した場合は、非公開とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。